

義務教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（案） 概要①

令和6年12月12日
第15回高等教育の在り方
ワーキンググループ
資料 2 - 1

本審議まとめの位置付け

- 義務教育を取り巻く今日的な課題への対応について、国や中央教育審議会において、専門的な議論・検討が進みつつあることを受け、令和答申以降の議論の蓄積も踏まえつつ、**義務教育における今後の学校の在り方についての基本的な考え方**や、**その実現に向けた取組の方向性**について取りまとめ。

義務教育を取り巻く今日的な課題

	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響 臨時休業や学校教育活動（授業、学校行事、係活動や委員会活動など）の制約
	児童生徒の指導上の様々な課題 不登校児童生徒数は過去最多を更新、いじめ重大事態・暴力行為の発生件数等も過去最多
	教師を取り巻く環境整備 依然として長時間勤務の教師が多く、全国的に「教師不足」が発生
	情報化の加速度的な進展と学校における変化 義務教育における学習基盤や教育環境の劇的な変化、生成AI等の新技術

義務教育の目的と歴史的経緯を踏まえた学校の役割

義務教育の目的

- 一人一人の児童生徒の有する能力を伸ばしつつ、社会で自立的に生きる基礎を培うこと
- 国家及び社会の形成者として必要な基本的資質を養うこと

2040年以降の社会を見据えた教育政策の基本方針（教育振興基本計画）

- 持続的な社会の創り手の育成
- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の学校教育の本質的な役割（令和答申）

- 学習機会と学力の保障
- 社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障
- 安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障

目指すべき義務教育・学校教育の姿及び取組の方向性

① 義務教育の中核としての学校教育の役割

- 学力だけでなく、学校生活全般において、他者と関わりながら、共に学び、人間性を涵養する学校教育の役割の重要性を再認識
- 社会の分断や格差を防ぎ、民主的で公正な社会を形成する基盤としての学校こそが、引き続き義務教育の中核を担うべき

② 公教育としての共通性の担保と多様性の包摂

- 学校を、子供たちが安心して学び、ウェルビーイングを実現できる場所にすることが必要
- 公教育として必要な共通性を最低限担保しつつ、一人一人の「よさを徹底的に伸ばす」ことに対応できる学校教育の実現
- 個々の不登校児童生徒の状況に応じ、様々な形態の学びに資する環境整備や関係機関の連携を図る

③ 児童生徒と教師が集い、共に学び、生活する場としての価値の最大化

- 過度に同調圧力が高まることのないよう十分に留意しつつ、児童生徒と教師が集い、共に学び、生活し、成長する中で、民主的で公正な社会を実現する場としての学校の価値を最大化していくことが重要
- 児童生徒や教師が学ぶ楽しさや期待を感じながら共に学びに向かうことができるよう、「魅力ある学校づくり・授業づくり」を推進

④ 生涯学習社会を生き抜く自立した学習者の育成

- 自立した学習者の育成のため、自分に合った学び方や他者と協働する力を身に付けることが大切。子供たちが好きや強みを生かしながら主体的に学べるよう、多様性を包摂する柔軟な教育課程の編成・実施を進めるための方策の検討も重要
- 子供が主体的に学ぶ機会を積極的に設けることにより、子供たちが自らの学びを「自分事」として捉え、自発的に他者と関わりながら学びを深めていく学習活動を展開
- 学校教育全般において、子供たちが自ら学校内外の他者と関わりながら積極的に参画し、挑戦する場面を適切に設定

⑤ 義務教育の目的を達成するための創意工夫の発揮

- 画一的な教育の有り様は、義務教育の目的・目標の実現を遠ざけるだけでなく、教師の立場を機械的なものへと追いやり、児童生徒と教師等の触れ合いによる生き生きとした教育の働きが十分に発揮されない
- それぞれ状況に応じて、学校現場において創意工夫を凝らした教育活動が展開できる環境整備を推進

⑥ 公教育を支える学習基盤に係る一体的な検討・充実

- 教師のウェルビーイングを確保しつつ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援の一体的な推進、教育課程の編成に関する学校裁量、教科書・教材、教員免許・教員研修、ICT、学校施設等の在り方について、学校現場における創意工夫を引き出し、子供たちの学習意欲や創造性を育むものとして、それぞれ専門的な見地から検討を深め、充実を図る
- 各分野での専門的な検討が一体的に深められ、次期学習指導要領の改訂の検討と相互に連動しながら進められることを期待

本審議まとめを契機に、**今後の義務教育、学校教育の方向性に係る共通理解**が図られ、**令和の日本型学校教育の実現・充実に向けた更なる取組が進む**とともに、**次期学習指導要領の改訂や教師を取り巻く環境整備、不登校児童生徒への支援**など、**今後の各会議体等における専門的な議論やそれに基づく取組を進めるに当たっての共通の方向性となること**を期待。

義務教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（案） 概要②



学びにおけるオンラインの活用 —基本的な考え方—

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で**1人1台端末をはじめとして学校におけるICT環境の整備が急速に進み、学習基盤や教育環境に大きな変革をもたらした。**
 - 空間的・時間的制約を乗り越えた学びの展開（学校外の専門家、他の学校・地域や海外との交流、病気療養児や不登校児童生徒のオンラインでの授業参加）
 - 中山間地域や離島等の小規模校における学びの充実
- オンラインの活用はこれからの学校の在り方の実現にも資するもの。
- 教師の献身的な努力のみに頼るようなことはあってはならず、個々の状況に応じて各学校・教育委員会が戦略的にオンラインを活用できる環境の構築が重要。

- オンラインは学びのツールの一つであり、教育の質の向上や子供たちの学びへのアクセスの保障を実現するための最適な手段は何かという観点から選択し、活用することが適切。**
- これからの学校教育のあるべき姿としては、**学校に教師と児童生徒が集い、共に学び、生活する中で子供たちの資質・能力を育てていくという義務教育段階における学校教育の役割や価値が最大限に発揮**されることが重要。オンラインの活用を進める上では、特にこの点に留意することが必要。
 - 学校教育の中心である授業は、単に知識を伝達するものではなく、児童生徒と教師、児童生徒同士が触れ合い、関わり合う中で、対話や協働、学び合いや教え合い等を通じて学習する場
 - 特に義務教育段階においては、教師が児童生徒と共に学校生活を過ごし、日常的に児童生徒一人一人の特性や状況等を把握すること等を通じ、教師と児童生徒との信頼関係や児童生徒相互のより良い人間関係を構築することが質の高い教育活動を行う上で不可欠

義務教育段階におけるオンラインの活用は、学校や教師に代わるようなものではなく、対面による指導の中でオンラインを適切に組み合わせることで、子供たちの興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる観点から教師をサポートし、児童生徒の学習をより充実させるものと位置付けられるべき。

※「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和3年3月29日内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）で確認された内容を十分に踏まえる必要

必要な方策

（1）義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のための取組

①義務教育段階における活用方策

- # GIGAスクール構想の着実な推進を通じた1人1台端末の着実な更新、安定したネットワーク環境の整備などのデジタル学習基盤の整備
- # 外部専門人材を活用した事例（プログラミング、英語、探究学習、STEAM教育等）の収集・発信
- # 文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の機能拡充・活用拡大、デジタル教材等が連携する仕組みの構築を通じた教育データを分析・利活用できる環境整備の推進
- # ICT支援員の配置拡充等を含めた指導体制の充実等

②小中学校の連携・接続

- # オンラインを活用した小中学校の連携・接続の好事例の周知・普及

③中山間地域や離島等に立地する小規模校における活用

- # 小規模校におけるオンラインを活用した学びの好事例の周知・普及
- # 「教科・科目充実型」や「教師支援型」の遠隔授業の活用による免許外教科担任の解消・負担軽減
- # 広域自治体としての都道府県の実施の好事例の周知

④遠隔教育特例制度の活用

- # 学校現場の創意工夫が発揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となるよう、見直された制度の活用を推進

（2）オンラインを活用した学びへのアクセスを保障するための取組

①不登校児童生徒への対応

- # オンラインを活用した相談体制の構築を推進
- # オンラインで必要な支援につなげることができるよう、教育支援センターにおけるICT環境を整備
- # オンデマンド型も含めたコンテンツの利用促進・周知
- # メタバース等を活用した先進的な支援に関する実証研究を行い、成果を周知
- # 自宅等でのICT等を活用した学びを出席扱いとするだけでなく学習成果の成績反映を促す
- # 遠隔授業を有効に活用した学びの多様化学校の設置事例を収集・発信

※オンラインの活用ありきで支援を検討することは適当ではなく、オンラインでの支援を行うことが適切であるかどうかは**一人一人の子供の状況に応じて慎重に判断することが必要**。不登校児童生徒が抱える課題はそれぞれ異なることを踏まえ、一人一人の子供たちに応じた必要な支援を検討する中で、その**選択肢の一つとしてオンラインの活用を位置付けることが重要**。

②義務教育未修者・形式卒業者への対応

- # 授業を欠席した者や夜間中学への通学が困難な者に対し、可能な限り学ぶ機会を提供し、夜間中学での学びにつなげていくために、対面による授業を原則とした上で、夜間中学の授業の配信を受けることは可能であることを周知

（3）働き方や生活スタイルの多様化への対応

○働き方や生活スタイルの多様化への対応

- # 二地域居住等を行う保護者と共に普段の居住地から離れた児童生徒を、区域外就学制度を活用して受け入れる取組を行っている自治体について、受け入れに当たっての具体的な課題や解消方策例等の把握